富良野市地域公共交通計画策定事業 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務名

富良野市地域公共交通計画策定事業

(2)業務目的

少子高齢化が進行し、公共交通の役割はより大きなものとなっていくと考えられる中で、 現在の公共交通は利用者の減少が著しく、市の財政的負担も大きくなりつつある。

そのような中で、交通空白地や高齢者等の移動手段を確保していくために現在の交通体系を見直し、まちづくりと連携したより効率的で持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すことを目的に実施する。

本計画は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき 策定するものであり、2カ年かけて策定し、令和3年度は富良野市の現状把握、課題の整理、 利用実態調査等を行い、計画素案の策定を行う。

(3)業務内容

ア 地域公共交通の現状把握・課題の整理

① 関連する法令・計画等の整理

国及び北海道の法令・計画等を確認し、本計画との関連性を整理する。また、富良野市の 関連計画(第6次富良野市総合計画、富良野市都市計画マスタープラン等)を収集し、富良 野市の公共交通政策の位置づけを明確にする。

② 地域特性の把握

地理的条件、道路網の状況、人口動態、施設(医療施設、商業施設、公共施設、観光施設等)の立地状況等を把握し、地域特性を整理するとともに、交通空白地帯や不便地帯を抽出する。

また、地域公共交通網(路線バス、コミュニティバス等)の運行状況を整理し、運行ダイヤ・結節点、利用状況、路線・系統別の評価などの現状を把握し、分析を行う。

③ 市民及び交通事業者、関係機関の実態及びニーズの把握

市民及び交通事業者、庁内関係部署、市内の関係団体に対するアンケート調査・ヒアリング等を実施することにより、市民の移動実態(地域別・年齢別・目的別など)及び公共交通機関に対するニーズを把握し、事業者や関係団体の実態及びニーズを把握する。

※上記③の各アンケート及びヒアリング調査の手法並びに件数は提案事項とするが、モビリティ・マネジメントの要素を取り入れるとともに、市民の移動の傾向が把握できる設問を含むものとする。

イ 現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の提案

上記アの結果を受けて、まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワークという視点を もって、中心市街地及び周辺地域での利用促進策、交通拠点の設定等、本市の関連計画も含 めたうえで、利便性と運行効率(採算性)のバランスを考慮した公共交通ネットワークの実 現に向けた対応策を提案する。

ウ 富良野市地域公共交通計画素案の策定

- ① 基本方針及び計画期間の検討 地域公共交通の基本方針及び計画期間を検討すると同時に、計画期間におけるスケジュ ールを検討し、短期的に対応が求められる事業を抽出・整理する。
- ② 計画の達成度の評価方法等の検討 計画の達成度の評価方法、評価実施スケジュール及び評価結果の活用方法等の検討を行 う。
- ③ 富良野市地域公共交通計画素案の策定 調査・検討を行った内容をもって、「富良野市地域公共交通計画素案」として取りまとめる。

エ 富良野市地域公共交通協議会の運営支援

① 調査内容及び調査結果の資料作成、説明等

調査内容及び調査結果の資料作成、協議会内での説明、議事録の作成等を行い、運営を補助する。

なお、開催予定回数は次のとおりとする。

また、現地開催を基本とするが、オンライン参加者への対応も行うものとする。

◇協議会予定回数…4回程度

② 打ち合わせ等

業務を円滑かつ効果的に遂行するため計画的な工程管理を行うとともに、常に綿密な連絡を取り業務遂行を図る。

なお、対面での打ち合わせの予定回数は次のとおりとする。

また、オンラインでの打ち合わせも必要に応じて行うものとする。

◇打ち合わせ予定回数…4回程度

※ここに記載する業務内容は、想定する最低限の業務内容を示すものであり、提案内容を制限するものではない。

(4) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①業務報告書(A4版、2部)
- ②富良野市地域公共交通計画素案(A4版、製本30部)
- ③富良野市地域公共交通計画素案概要版(A4版、製本30部)
- ④各種調査資料及び結果(電子データ)
- ⑤上記電子媒体(CD-R等、1部)

※電子媒体については①②③それぞれを PDF 及び加工可能なデータ形式 (ワードやエクセル等) で作成する。

(5)業務委託期間

契約締結日から令和4年3月28日(月)まで

(6)業務規模

本業務委託の提案上限額は 5,808,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)とする。 ※この金額は契約額等を示すものではない。

(7) 企画競争参加資格要件及び業務実施上の条件

本業務への参加は、次の要件を満たしていることを条件とする。

- ①企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- ③破産法(平成16年法律第75号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年 法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は再生手続き をしていない者であること。
- ④富良野市暴力団排除条例(平成26年12月22日条例第28号)第2条第1号に規定する 暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- ⑤宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑥富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- ⑦本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- ⑧⑦と同様の観点から、自社直接執行により、本業務と同様の業務実績を有していることを要件とし、本業務の全部を第三者へ再委託することは禁止する。
- ⑨その他、当該業務担当者との打合せを行うこと。

2 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出方法

プロポーザルに参加を希望する方は下記の参加申込書及び企画提案書を提出期間内に提出すること。

(1)提出書類及び提出部数

ア 提出書類

次の①~⑤の書類を全て提出すること。(任意様式の場合は、A4判とする。)

	提出書類名	様式	提出部数	
	[依式	正本	副本
1	参加申込書	様式1	1	_
2	企画提案書	任意	1	6

3	会社概要(所在地、資本金、年商、組織図、業務資格、業務內容等)	任意	1	6
4	見積書(令和3年度分)	任意	1	6
(5)	見積書(令和4年度分)	任意	1	6

※④及び⑤の見積書は、業務内容ごとの内訳を記載した見積書とすること。

イ 様式の配布

本業務委託に関する様式は、本市ホームページ上でダウンロードすること。

ウ 提出期間

アの提出書類のうち

- ①:令和3年3月18日(木)~令和3年3月25日(木)
- ②~⑤: 令和3年3月26日(金)~令和3年4月16日(金)

※それぞれ午後5時までの必着

工 提出方法

郵送又は持参により、下記提出先へ提出すること。

オ その他

①を提出後、②~⑤を提出しない場合は、様式2にて、辞退届を提出すること。

(2) 企画提案書等の作成に関する留意事項

ア 企画提案書の規格

A4サイズとし、様式については特に定めないものとする。ただし、A4サイズに収まらない図表等があれば、A3サイズを用いてもよいものとする(A4サイズに折り込むこと)。

イ 企画提案書の構成

次の①~⑤について記載すること。

- ①富良野市の地域公共交通に関する基本的な考え方
- ②業務スケジュール
 - ・地域公共交通計画の策定までのスケジュールを記載。計画策定は令和5年3月を予定
- ③業務実施体制
- ④各種調査の実施方法と活用方法
- ⑤地域公共交通計画に関わる計画策定等の実績

3 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年3月18日(木)~令和3年3月25日(木)

(2) 書式及び提出方法

質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4版)により行うものとし、電子メールにて提出するものとする。

(3) 質問の回答

参加申込のあった全事業者に回答する。 ※電話、口頭による照会対応は行いません。

4 選定方法

(1) 審査方法

選定は、富良野市地域公共交通協議会で構成する「富良野市地域公共交通計画策定事業業務 委託公募型プロポーザル審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションを審査する。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目等は以下のとおり

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	5
実施工程	実施工程・フローは妥当か	5
業務目的	業務の目的・内容を十分に理解しているか	5
業務実績	同種・類似業務の実績は十分か	5
企画提案内容(1)	地域公共交通計画策定に向けて、各交通機関の状	1 5
	況、市民ニーズなど調査する機会などがあるか	
企画提案内容(2)	今後の富良野市のまちづくりをイメージし、市民等	1 5
	の交通利便性が重視されたものになっているか。ま	
	た地域の関係者と意見交換できるものになってい	
	るか	
企画提案内容(3)	本計画を通して、今後の魅力的なまちづくり、公共	1 5
	交通の魅力向上に向けた企画・運営の在り方など、	
	必要な環境整備 (ハード・ソフト) を検討する上で、	
	期待できる企画内容、提案となっているか	
見積金額	見積金額が提案内容に対し適正であるかどうか	5

(3) プレゼンテーション実施に関する事項

ア 開催日時・場所

令和3年4月23日(金)予定 ※日時については、事業者に別途連絡する。 会場は富良野市役所内を予定

- イ 参加人数
 - 3名までとする。
- ウ 説明時間
 - 30分以内で説明した後、質疑応答を実施
- エ 実施方法及び留意事項
 - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って説明を行う。

・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは市で準備する。これ以外の必要な機器等は、応募者において準備すること。

5 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

「富良野市地域公共交通計画策定事業業務委託公募型プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定すると共に、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により事業者へ通知すると共に、市のホームページで公開する。 ただし、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約 相手先の候補とする。

(2)業務委託契約金額

業務委託契約金額は、富良野市の定める本業務委託契約の予算の範囲内とする。

(3)業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、協議会において定める。
- ② 企画提案書に記載した配置予定責任者は、特別の理由により協議会がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった書面(非特定通知書)をもって、協議会会長から通知する。
- ② 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。) 以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4版)を持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録 が残るものに限る)により、協議会会長に対して非特定理由について説明を求めることがで きる。
- ③ 協議会は上記①を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面等により行う。

6 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は事業者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3)本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例(平成12年条例第1号)に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4)提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5)検討すべき事項が生じた場合は、協議会と業務委託請負者で別途協議する。

7 スケジュール

申請等に関するスケジュールは以下のとおりです。

日程		内容
令和3年	3月18日 (木)	公募の公告、実施要領等の公表
	3月18日 (木)	質問の受付開始
	3月25日 (木)	参加申込書の提出期限、質問の受付締切
	3月26日(金)	企画提案書の受付開始
	4月16日(金)	企画提案書の提出期限
	4月23日(金)	プレゼンテーション審査会 (予定)
	4月下旬	審查結果通知、受託候補者決定
	4月下旬	委託契約締結
令和4年	3月28日 (月)	委託契約履行期限終了

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期間内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 実施要領等に違反すると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

9 本件に関する問い合わせ・書類提出先

〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市役所総務部企画振興課 担当:永澤

電 話:0167-39-2304 (直通)

FAX : 0 1 6 7 - 2 3 - 2 1 2 1

電子メールアドレス: kikaku-ka@city. furano. hokkaido. jp